

第11回「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合
共同議長サマリー

2013年3月21・22日，東京

2013年3月21日及び22日，第11回「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合が東京で開催された。COP18／CMP8 議長国カタール及び COP19／CMP9議長国ポーランドを含む31か国の国連気候変動枠組条約締約国の政府関係者，ダーバン・プラットフォーム特別作業部会(ADP)共同議長及び国連気候変動枠組条約事務局(UNFCCC)の関係者が参加した。

本非公式会合では，香川剛廣外務省地球規模課題審議官とラーゴ・ブラジル外務省環境特別問題局長が共同議長を務めた。

本非公式会合は，COP19／CMP9に向けて，本年の議論を開始するための良い機会を提供した。

出席者は，COP18／CMP8の成果，COP19／CMP9において期待される成果，2015年までに合意することとなっている全ての国が参加する合意の要素及び2020年までの野心レベルに関し，自由に率直な意見交換を行った。

出席者は，長期的協力作業部会(AWG-LCA)と議定書作業部会(AWG-KP)における作業の成功裡の終了及びADP作業計画の決定等を含む一連のCOP18／CMP8の成果が，国連気候変動枠組条約のプロセスを強化し，2015年の合意に向けた重要なマイルストーンとなったとの認識で一致した。また，野心のレベルの低さや，資金やロス&ダメージを含む分野における不十分な進展を強調する国があった。

出席者は，主要な議題がカバーされており，更なる議論が必要であることで一致した。現在進行中のプロセスは，バランスの取れた方法で緩和と適応に取り組むべきであることを改めて指摘する国があった。本年のCOP19／CMP9において，過去の決定及び設立されたメカニズムの実施に取り組む必要性が強調された。完全かつ効果的でバランスの取れた全ての合意された決定及び約束の実施が，2015年合意の交渉の成功のために必要な信頼醸成の基礎となる。また，ADPの作業を完了させるべきであるCOP21／CMP11に向けて交渉を進展させる一方で，COP19／CMP9で達成すべき成果に関する期待値の管理の重要性を指摘する国があった。京都議定書第2約束期間の実施の重要性について指摘する国があった。

出席者は，以下の項目を含めて，2015年合意に盛り込まれ得る要素について有益な意見交換

を行った。(a)条約の原則の適用, (b)条約の他のプロセスや他の多国間プロセスの経験・教訓の活用, (c)2015年の合意の対象範囲・構造・設計及び(d)強化された行動の定義付け, 反映の方法。

出席者は, 以下の項目を含めて, 2020年までの野心レベルについて意見交換を行った。(a)緩和と適応の利益, (b)障壁, それを乗り越える手段, 及び行動へのインセンティブ及び(c)実施を支援するための資金, 技術, キャパシティービルディング。出席者は, 各国, 国際機関, 民間, 地方自治体等あらゆるステークホルダーによる様々なイニシアティブを動員して, 野心レベルの引上げについて真剣に議論する必要があるとの認識を共有した。

出席者は, COP18/CMP8 議長国カタール政府のリーダーシップに感謝の意を表明し, COP19 議長国となるポーランド政府に対する支持を改めて表明した。出席者は, 本非公式会合が関係国・機関の間で意見交換を行う貴重な機会を提供し, COP19/CMP9に向けた国際交渉の促進に貢献するものであることを指摘した。

(了)